

小▼特集
揺れる有権者像

「基層イヴォワリアン」をめぐって コートディヴォワール新選挙法の提起するもの

佐藤 章

1 新選挙法案可決

1994年12月8日、コートディヴォワール国民議会で全139条からなる新選挙法案が可決された。同法案は、議会で圧倒的多数を占める与党のコートディヴォワール民主党(PDCI)主導で起草された法案であったため、賛成109票に対し、反対13票という投票結果は当然予想されたものであった。95年10月から12月にかけて予定されている大統領選挙、国民議会議員選挙、地方議会議員選挙の実施プロセスが、この法によって規定されることとなる。独立以来33年間にわたりコートディヴォワールを治めたウフェ=ボワニの死後、初めての国政選挙となる今回の選挙は、今後の政局の基本的枠組みを左右する重要な意味を持つものである。

この法案の内容が明らかになった昨年11月下旬以来、イヴォワール人民戦線(FPI)をはじめとする野党は、いくつかの条文について激しい批判を加えてきた。例えば、大統領選立候補者に対する、各レジオン(県(département))の上位単位で八つある500人の推薦人リストの提出義務づけ(第56条)と2000万CFAフランの供託金(第58条)などは、組織力、資金力に乏しい政党には厳しい条件であった。

しかしなかでも激しい議論を喚起したのは、大統領選挙、国民議会選挙の被選挙権を定めた条文

であった。これらの条文は、大統領および国民議会議員という国家権力を担う者の「イヴォワリテ」、すなわち「コートディヴォワール国民であることの資質」を問題にしていたからである。

2 「基層イヴォワリアン」

新選挙法第49条は、大統領選に立候補する者の条件を次のように定めている(以下、下線引用者。引用文中の「/」は段落分けを表わす)。

「満40歳に達しなければ、かつ、出生時からのイヴォワリアンを両親に持つ出生時からのイヴォワリアンでなければ、共和国大統領として選出されることができない。/コートディヴォワール国籍を離脱したことがあってはならない。/選挙当日に先立つ5年間、継続してコートディヴォワール国内に居住していることが必要である。/ただし第3段落の規定は、国際機関・多国間機関での勤務をコートディヴォワール国家により命じられた者には適用されない」。

第77条は、国民議会議員選の立候補者の条件として次のように定めている。

「満23歳に達しなければ、かつ、両親のいずれかが出生時からのイヴォワリアンである出生時からのイヴォワリアンでなければ、国民議会

議員として選出されない。(以下の段落は第49条と同じ)。

このふたつの条文で重要なのは、生まれに関する規定である。すなわち、大統領選挙、国民議会選挙とも、立候補するための条件として「生まれた時から継続してイヴォワリアンであること」がまず求められる。そして、大統領選挙の場合はさらに、「両親ともに生まれながらのイヴォワリアンであること」、国民議会選挙の場合は「両親いずれかは生まれながらのイヴォワリアンであること」という条件が求められるのである。

またさらなる条件として、大統領選立候補者については第50条、国民議会選立候補者については78条で、「他国の国籍を取得したことがないこと」が定められている。つまり、二重国籍である(あった)者は、立候補資格を欠くことになる。

同法案の採択にあたって、法の趣旨を議会に説明したボンベ内相は、以上の立候補要件を満たす者を「基層イヴォワリアン」(*ivoirien de souche*)と呼んだ(*Fraternité Matin* [以下、FM] 紙、1994年11月24日)。そして、可決後の議会演説でドンワイ国民議会議長は「基層イヴォワリアン」について、次のように語った。「……この規定について大臣は、議員諸氏は既に御承知のとおり、特定個人を狙ったものでないと確認した。この規定は、今後は自分自身たちの間から代表を出したいというイヴォワリアン共通の願いに応えるためのものだ。生まれながらのイヴォワリアンである両親のもとに、イヴォワリアンとして生まれた者の導きを人民が望んでいるのだから、この点について不平を言うべきことはない」(FM、1994年12月9日)。

3 政治的背景

しかし、野党がこの条文を問題視したのは、ドンワイ議長の説明とは反対に、この条文が明らか

に「特定個人を狙ったもの」だと映ったからだだった。その特定個人とは、ウフエ=ボワニ政権最後の首相アラサン・ドラマン・ワタラである。

ウフエ=ボワニ最晩年の頃、後継候補として選ばられてきたのは、このワタラと当時の国民議会議長アンリ・コナン・ベディエであった。結局のところベディエは、与党PDCI内外からの批判を受けながらも、ウフエ=ボワニの死後、憲法の規定にしたがって大統領職に就き、ウフエ=ボワニがやり残した1995年までの任期を代行することとなった(ベディエ就任の経緯は、原口武彦「ウフエ=ボワニ大統領の死」[『アフリカレポート』第18号 1994年3月]を参照)。

しかし、ワタラ側からの巻き返しを恐れたベディエは、大統領代行に就任した直後から1995年の選挙を見据えて精力的な活動を開始した。党内基盤の確立、国内全域での支持団体(「ベディエ国民サークル」(CNB)と呼ばれる)の創設、地方巡行(大規模投資計画の発表)、ジャーナリズムへの牽制(94年に入ってから大統領に対する名誉毀損の容疑で十数名のジャーナリストが逮捕されている)などである。

一方、党内権力闘争で敗れたワタラはニューヨークへ赴き、1994年7月1日から理事としてIMFへ勤務することとなる。これはコートディヴォワール政府の指名によるものでなく、彼自身の選択であった。

1994年6月、PDCI改革派の一人ジェニー・コピナが、新党「共和国民主連合」(RDR)結成の意向を表明した。この分派活動の目的は、ワタラを大統領候補として擁立することにあつた。9月から活動を開始したRDRは、一躍台風の目になった。当初のRDR側での目算としてはヤセ元首相ら大物政治家を筆頭に80名程度の議員をPDCIから引き抜くことを狙っていた。独立系紙誌が行なった世論調査でも、RDRの登場はかなりの共感をもって迎えられていると伝えられた。

しかしRDRの勢いは長くは続かなかった。RDR党首コピナは、ワタラがこの分派活動に呼応して出馬の意思を表明することを期待していたのだが、ニューヨークのワタラは自らの身の振り方については沈黙し続けた。ワタラ擁立の成否が不確定である以上、RDRの主張が説得力を失うのは避けられなかった。コピナはPDCI現役議員30名と接触したが、同年末までにRDRに鞍替えした議員はわずか9名にとどまり、元閣僚も4名だけだった。おそらくベディエの党内引き締め策が奏功した結果であろう。

新選挙法の作成はこのような政界の動きを背景に進められたのだった。したがって野党側が、新法のいくつかの規定は「ワタラはずし」を狙ったものだと見なしたのも無理からぬことであった。実際、新法によれば、ワタラはいくつもの点で大統領選への立候補資格を欠くことになるのである。

たとえば、まずIMF勤務のためニューヨークに居住しているワタラは、第49条第3段落の「選挙当日に先立つ5年間継続してコートディヴォワール国内に居住していることが必要」の規定を満たしていない。IMF勤務が彼個人の意志によるものであるので、同条第4段落の「コートディヴォワール国家により命じられた者を除く」という除外規定も適用されない。

しかしなにより議論を喚起したのは、上述の第49条である。FPI系の日刊紙 *La Voie* が1994年11月19日付けで、第49条第1段落の内容を「ワタラはずし」と関連づけて報じたのをきっかけに、ワタラの出自をめぐる議論がマスコミで大きく展開されることとなった。なぜなら、「ワタラはブルキナファソ系だ」という言説は、コートディヴォワールでは広く知られたものだったからである。

4 ワタラの出自

かつてワタラは自らの出自についてこう語った。

「(わたしは)1942年1月1日ディンボクロで生まれた。母はオディエンネ生まれのイヴォワリアンで、父はコング生まれのイヴォワリアンである……(わたしは)ブルキナファソで学び、ブルキナファソからアメリカに留学した。わが国の歴史において、コートディヴォワールの領土は現在の国境線をはるかに超えていたことはご存じでしょう？ このような経歴はとりたてて驚くようなものではないし、わが国に何か重大な困難を提起するものでもないでしょう」。

これは、ワタラが、1992年10月1日に放送されたテレビ番組「首相に聞く」で、野党FPI系の新聞社の理事ラファエル・ラベの質問に答えて語ったものである。

新選挙法第49条の規定を野党側が問題にしてから、ワタラはどこで生まれたのかがマスコミで盛んに取り沙汰された。そしてその中で、ワタラと彼の父の出生地についていくつかの異説が示された。ワタラ自身が語った彼自身と両親の生地はすべて、現在のコートディヴォワール領にあたる地点であった。しかし、父の生地は現ブルキナファソ領のシンドゥであるというコングの古老の話が紹介されたり (*Jeune Afrique* 誌, 8-14 décembre 1994, p.30), 「ワタラは出自を偽ったのではないか？」という見出しの下に、ワタラの生地は現ブルキナファソ領のバンフォラだとする、これもやはりコングの古老の話が紹介されたりしたのである (*FM*, 1995年4月10日)。

しかしながら、ワタラがどこで生まれたか——ワタラの出生地が現在の国境で言えばコートディヴォワール側だったか、ブルキナファソ側だったか——ということが取り沙汰されるというのは、今日のコートディヴォワールという国の成り立ち

を考えれば、非常に奇異な出来事のように思えるのである。さらに言えば、新選挙法第49条および第77条の規定そのものが、コートディヴォワールの従来の政治文化と歴史に照らして奇妙な性格を持っていると言えるのである。

5 「イヴォワリテ」をめぐる

第49条および第77条の規定の持つ奇妙な点とは、まずひとつには、「基層イヴォワリアン」を定義するための技術的根拠をどこに求めうるのかという点である。例えば第49条について言えば、ここで言われる「イヴォワリアン」を「国籍保有者」と解釈するならば、コートディヴォワール共和国という主権国家が誕生してから35年しか経っていないのだから、大統領選に立候補するための40歳という年齢条件を満たす者が「生まれながらのイヴォワリアン」であることは原理的に不可能である。その両親についても同じことである。

独立以前に国籍に相当する法的身分があったかどうかもはっきりしない。植民地コートディヴォワールは、フランス領西アフリカ（AOF）の一構成植民地であったが、各構成植民地ごとに適用されるような「国籍」にあたる法的身分は存在しなかった。1953年2月24日のデクレによって植民地臣民全員にフランス国籍を付与することが決定される以前には、AOFに在住するアフリカ人の法的身分には、「フランス人」（ごく一部のエリート）か「原住民」（les autochtones）しかなかったのである。すなわち、法的身分としてのイヴォワリアンを植民地期にさかのぼって特定することは、原理的、技術的に非常に困難なことである。

コートディヴォワールでは植民地期後期以来、周辺諸国（植民地）から数多くの移民を受け入れて来た国である。「象牙の奇跡」と呼ばれた経済成長も、近隣諸国から流入する労働力に多くを負って

いたし、現在の「国民」も実に多様な出自のもとに成り立っている。独立以来33年間にわたり国家元首を務めたウフェ=ボワニは、出自の多様性という同国の事情を踏まえて、外国人や外国系住民に対するリベラルな態度を陰に陽に示してきた。1960年以来慣例的に認められてきた外国人の国政選挙への投票権や、外国系住民に対する緩やかな国籍付与条件、さらに1966年に提起された二重国籍法案（国家建設に参画する外国人の法的身分の保証が目的だったが未成立）などは、ウフェ=ボワニのリベリズムを端的に表している。

すなわち、コートディヴォワールという国が諸国からの人口流入によって支えられてきた国であり、多様な出自の混交の上にその国民たる「イヴォワリアン」も成り立っているという認識が、ウフェ=ボワニ・リベリズムによって政治的に正当化されてきたと言えるだろう。

しかし「基層イヴォワリアン」概念は、このような歴史と思想からずれたところに位置している。この「ずれ」が意味しているものは、現在のコートディヴォワール社会において、地域や出自の違いを問題視する見解が存在することであり、「本当のイヴォワリアン／そうでないイヴォワリアン」といった社会表象が存在することではないだろうか。

新選挙法の規定は、国籍法で言う「血統主義」的観点を持ち込むことによって、コートディヴォワール国民を政治的権利に応じて三つに分類したわけである。しかし、コートディヴォワールという国は、この法律を厳密かつ有効に施行するための客観的条件を、技術的にも歴史的にも欠いているのである。したがってこの新選挙法は、「ワタラはずしか否か」という当座の問題以上に、歴史観や「われわれ」意識のあり方に関わる深刻な問題提起をしてしまったように思えるのである。

（さとう・あきら／総合研究部）